

テーマ1 新花巻図書館について

担当課:新花巻図書館整備室

発言内容

前市長は花巻市立地適正化計画の中で、新図書館の移転先として病院跡地への図書館移転と明記した。現在は、駅前に建設することとし、この構想は白紙撤回となった。駅前立地することで、設計プロジェクトがスタートしている。駅前に決定した経緯をわかりやすく説明してほしい。

市民会議を受けて駅前となったとあるが、75人が応募し、4回会議を実施した。4回目は53人が出席し、22人が欠席しているこの会議が花巻市民の意見を集約を果たしているのか。一方で病院跡地への立地を求める市民の署名は6,181筆である。この結果を踏まえ民意についてどう認識しているか簡潔明瞭にお答えしてほしい。

市側の回答 市長

時間が限られているこの場で簡潔にお答えすることは難しい。

市長との対話でもご説明したため、詳細については割愛させていただく。

駅前に整備することについていい面と悪い面があることは理解しているが、個人的には駅前に整備することに可能性を感じている。

現在の花巻図書館は築約50年経過しており、お示したスケジュールに沿って質の高い図書館を整備したいと考えている。

テーマ2 花巻市場まつりについて

担当課:商工労政課

発言内容

山の神にある花巻市公設地方卸売市場では、コロナ禍前まで市場まつりを開催し、まぐろの解体などイベントがあった。

今後、再開する見込みはあるか。

市側の回答 地域振興部長

本日担当課が出席していないため、本件については担当課にお繋ぎする。

【商工労政課確認】

市場まつりについては、令和2年度の開催がコロナ禍により中止になって以来開催されていない。コロナ収束後、卸売会社などの関係者に開催について意向確認を行ったところ、交通アクセス解消対策や駐車場警備等にかかる費用面などから開催が難しいと聞いており、今後の再開見込はない状況である。

テーマ3 豊沢川沿いの草刈りについて

担当課:農村林務課

発言内容

花南地区に出没しているクマは、豊沢川から下ってきていると思っている。豊沢川沿いの草刈りを県に要望してほしい。

市側の回答 地域振興部長

本日担当課が出席していないため、本件については担当課にお繋ぎする。

【農村林務課確認】

市では、ツキノワグマが豊沢川の河川敷を移動経路として利用していると考えており、次のとおり対応している。

まず、令和5年には、豊沢川の管理者である岩手県に対し、不動橋周辺の豊沢川左岸の草刈りを要望し、同年秋に岩手県が草刈りを実施した。さらに、令和6年には、不動橋上流から不動大橋の間の両岸の草刈りを岩手県に要望したところ、「令和7年以降は住民団体もしくは市が草刈りを実施すること」を条件に、岩手県が当該区間の草刈りを実施した。

その後、市では、令和5年、6年に岩手県が草刈りを実施した河川敷については、令和7年に草刈りを実施する住民団体と岩手県との間で調整を進めるとともに、草刈りを実施する住民団体が存在しない箇所については、市が草刈りを実施した。令和8年も、同様の対応により豊沢川の河川敷の草刈りを実施する予定である。

なお、豊沢川の河川敷の草刈りは、本来、当該河川を管理している岩手県が実施すべきものと考えていることから、市は岩手県に対し、県自らが草刈りを実施するよう要望しており、今後も継続して要望していく。

テーマ4 空き家対策について

担当課:建築住宅課

発言内容

少子高齢化が進み人口減少社会の到来とともに空き家に関する課題が表面化している。花巻市議会から提出された空き家対策に関する政策提言書によると、令和7年度の空き家数は市内で1,166件と3年前の調査より134件増加している。

空き家は個人の財産であり、所有者が適切に管理する責任がある。一方で所有者が管理できない場合、景観や悪臭、防犯、鳥獣の住処になるなど近隣地に影響を与え安心安全な生活に不安をもたらす可能性がある。そこで、花巻市の空き家対策や具体的な相談先などについて伺う。

市側の回答 建設部長

令和8年3月31日時点において、市で把握している空き家の件数は、1,183件となっており、そのうち花南地区では93件となっている。この件数は、平成24年度に各行政区長から寄せられた情報を基に、市役所にて毎年更新調査を行い情報を蓄積したものである。実際には、このほかにも潜在的な空き家はあるものと考えられる。

空家等対策の推進に関する特別措置法（以降「空家法」という。）における空家とは、おおむね1年以上にわたり居住や立ち寄り実績のない建物と定義されている。この状態であることは持ち主以外知ることができない。なので、先に述べた調査結果は、市では現地の状況や周辺住民からの聞き取りなどから、空家であることを推定したものである。

市が保有する空家の所在情報は、放火や不法侵入などの犯罪を助長する懸念があることから、網羅的に公開できない。第三者が市に対して個別にお問い合わせいただいても、空家は個人所有の財産であることに加え、先に申し上げた通り、市の調査結果は推定であることから、お答えすることはできない。

このように行政を含む第三者の介入が難しい、空家問題への対応については、なによりも所有者に問題意識を持っていただくことが肝要と考え、市ではこれからお示しする対策を実施している。

繰り返しになるが、空き家の管理については、原則的に、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理しなければならない。市においても、「空家法」に基づき、「花巻市空家等対策計画」を策定し、空き家の適切な管理の促進に取り組んでいる。

具体的な取り組みとしては、毎年送付する固定資産税納税通知書に、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、空き家問題についての注意喚起をしている。また、近隣住民などから市に対し「空き家の敷地から隣地や道路などに草木が越境」、「空き家にハチが営巣している」、「動物が棲みついている」といった通報があった場合は、市の職員が現地を確認し、所有者等に対し適切な管理を促す文書を送付している。その際には、「空き家バンクへの登録」や「草刈り等の管理代行サービスを行っている、花巻市シルバー人材センターのチラシ」、「害虫・害獣駆除事業者の一覧」などを添付して、所有者等が自ら適切に対応していただく方法を周知している。このように、所有者等が遠方に居住しているなどの事情により適切な管理をすることが困難なときは、市から所有者等に対して働きかけを行っていくので、建築住宅課までご相談ください。

空き家の所有者等が抱える問題については、岩手県司法書士会、岩手県宅地建物取引業協会、岩手県土地家屋調査士会、岩手県建築士会花巻支部の各種専門団体と市が連携し、問題解決に向けた相談窓口を常設している。また、例年8月には空家等無料相談会を開催しており、昨年は8月8日と9日の2日間にわたり花巻市文化会館を会場として開催し、17組から相談があった。

空き家の解体等を自ら行う所有者等に対する支援として、保安上危険な状態となっている空き家の除却に要する費用の一部を補助する「花巻市老朽危険住宅除却費補助金」や、空き家を解体した

上で同一敷地に住宅や店舗などを新築する場合に、空き家の解体に要する費用の一部を補助する「花巻市空き家等解体活用事業補助金」を設けている。

また、空き家の活用に対する支援として、空き家を地域コミュニティの維持・再生して活用する場合に、空き家の改修に要する費用の一部を補助する「花巻市空き家住宅等改修費補助金」の創設に向けた作業を進めている。

次に、市が行う空き家等の除却について、説明する。所有者等による適切な管理が行われず、そのまま放置すれば周辺に悪影響を及ぼすおそれがある空き家については、「空家法」の規定に基づき、「管理不全空き家等」に認定し、所有者等に対して改善措置をとるよう指導や勧告を行う。

さらに、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害な状態となるおそれのある空き家等は、「特定空き家等」に認定し、持ち主等に対して除却等の必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令をする。それでもなお、改善が見られない場合は、市による行政代執行といった法的措置をとることとなるが、これは、市が個人の財産に対して巨額の投資することになるうえ、ほとんどのケースでその費用回収が見込めないため、特定空き家等の認定については慎重に対応する必要がある。

本市における事例は、上町地内の個人所有ビルが倒壊のおそれがあるため、特定空き家等に認定し指導、勧告、命令をしたが、所有者の経済的理由により改善措置が講じられなかったことから、市が行政代執行で建物を解体した。さらに跡地を差押えて公売に付したが、解体に要した費用の大部分が回収をすることはできなかった。

なお、市では、空き家の発生予防対策として、国土交通省が日本司法書士会連合会及び全国空き家対策推進協議会と共同で編集発行した「住まいのエンディングノート」を市のホームページからも閲覧できるようにしている。ダウンロードして印刷して、必要事項を記入すると、所有する住宅の将来の姿を明確にできるような工夫がされているものである。

一般的に持ち主の子から話をもちかけることが難しい話題である一方、持ち主から子に相談することは容易であると考えられる。ぜひ持ち主の方に問題意識を持ってもらい、相続するであろう方と話し合うためのツールとして活用していただきたい。

今回、市政懇談会で話題にいただいたことをきっかけに、当地区にお住まいの方々に広く周知をしていただくなど、空き家の発生予防へのご協力をお願いします。

テーマ5 子どもたちが安全に通学できる環境について 担当課:学務管理課、学校教育課

①発言内容

近年、市街地でのツキノワグマ出没件数が増加しており4月22日、岩手県より「ツキノワグマの出没に関する警報」が発令された。

そこで、花巻市は未来ある児童生徒が安全に通学できる環境をどのように整えているのか伺う。

市側の回答 教育部長

近年、クマ出没件数が増加している状況への対応として、教育委員会では児童生徒の安全確保を最優先とする方針としている。この方針のもと、平成28年度に「花巻市教育委員会等クマ出没対応マニュアル」を策定し、その後も毎年度の見直しを行い、最新の状況に即して運用している。

具体的な対応としては、①情報の迅速な共有、②児童・生徒の移動手段の確保、③学校現場での予防・指導、④緊急時の保護者への周知を中心に実施している。

①情報の迅速な共有

市農林部が把握したクマの目撃情報は、自治体専用チャットツール「ロゴチャット」に掲載し、小中学校長・副校長等が即座に確認できる体制を整えている。学校は確認した情報を活用し、各校が日常使用している連絡手段（メールシステム等）を通じて保護者に周知を行っている。この仕組みにより、登下校時の危険が予測される場合は速やかに保護者へ情報を届け、安全確保の判断につなげている。

②移動手段の確保

児童生徒の登下校時にクマ被害の危険性が認められる場合には、保護者に自家用車による送迎をお願いするほか、家庭の事情等で自家用車による送迎が困難な場合には、市が費用を負担する「クマ出没時対応タクシー」や臨時バス、公用車を活用して送迎支援を行う体制を整えている。

③学校現場での予防・指導

学級活動等での安全指導を徹底しており、市内の全小中学生に配布したクマ除けベルの着用を指導するとともに、クマを見かけた場合の対処法（近くの大人や民家に助けを求める、糞や足跡を見つけたらその場から離れる等）の指導をしている。また、令和7年8月に市内全小中学校および希望する保育・教育施設、学童クラブに「クマ撃退スプレー」を配備した。10月29日には取り扱い事業者や消防職員等を講師とした使用方法等の講習会を開催し、使い方について周知を図っている。これらの備えにより、万が一の際にも教職員が適切に初期対応できる態勢を整えている。

④ 緊急時の周知と自主的判断の促進

クマ被害から子どもたちを守るためには、児童生徒の安全を最優先とした迅速かつ冷静な行動が重要と考えている。昨年10月に市内で目撃情報が急増した際には、危険や不安を感じた場合に教育委員会や学校の指示を待たずに、保護者の判断で車による送迎を行うよう、学校を通して保護者へ周知した。

今後の取り組みとしては、これまでと同様に、学校・関係機関（警察・消防・農林部等）との連携を一層強化するほか、市が実施している地域の監視（AIカメラ等）や有害鳥獣対策担当との連携を通じ、学校周辺のリスク低減に向けた情報提供や現場の安全対策を継続する。

通学環境に関する全般的な安全対策としては、毎年、文部科学省が定める「学校における安全点検要領」に基づき、通学路上の危険箇所等について、学校、市教育委員会、建設部、市民生活部、花巻警察署、国県の道路管理担当者等が合同で安全点検を行い、問題があれば速やかに対応する体制を整えている。

また、南城小学校では、継続的に集団登校を行っており、学校、保護者、警察、地域（スクールガード・リーダー等）が連携して安全指導や見守りを行うなど、地域ぐるみで安全な通学環境の確保に取り組んでいただいている。このことは、交通事故防止のみならず、不審者対応や不登校対策

「発言内容」「回答」は、読みやすくするため、正確さを損なわない範囲で、部分的に文章上の整理を行っています。

R8.5.22 花南地区市政懇談会

（登校刺激にもなりうる）等にも効果を発揮しているものと捉えており、地域の皆様のご支援に改めて感謝申し上げます。

児童生徒の命と学びを守るため、引き続き安全確保対策や安全教育に最善を尽くして取り組むので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いする。

②発言内容

働いている保護者も多いと思うので、子どもの送迎が必要であることを会社に伝える必要があると思う。会社にその事情を伝え、理解と協力を得られないと保護者が送迎に行きにくいと思う。

市側の回答 教育長

子どもを守る観点から保護者への配慮が必要であるため、商工会議所に対して協力を依頼している。

職場の事情により職場にスマートフォンの持ち込みが制限される場合もあり、緊急連絡に気付かないことがある。

保護者が仕事等のためすぐに対応できない場合には、学校が保護者の到着まで児童を保護している。

また、学童に通う児童については、学童の職員が見守を行っている。

子どもたちの安全確保に資するため、地域コミュニティやNPO等の関係機関とも連携していきたい。

テーマ6 老朽化した民家について

担当課:建築住宅課

発言内容

空き家ではないが、老朽化してトタンなどめくれている建物が県道沿いにある。

以前、隣接土地に剥がれた部材が落下したことがあり、警察から所有者に指導したと聞いた。またこの件について4月24日に建築住宅課に調査・指導するようお願いをし、5月上旬に所有者に適切な管理をするよう通知したと聞いている。

建物の劣化も進んでおり、今後、強風、台風地震などが発生し、いつ周辺の住民への被害や事故が起こるかわからない。

事故が起きてからでは遅いので、歩行者、周辺の住民に向けての注意喚起の看板や表示ができないか伺う。

市側の回答 建設部長

個別の案件であるため、改めて場所等について伺う。

テーマ7 和太鼓の発表の場について

担当課:学校教育課、生涯学習課

発言内容

地域と子どもとの交流の一環として、和太鼓の活動をしている。発表出来る場があればいいと思う。

市側の回答 教育長

子どもたちの芸術文化の振興と、個々の能力の育成は大切だと考える。

例えば、参加者が中学生である場合には、部活動の地域展開の一環として、その活動が子どもたちの選択肢の一つになればよいと思う。

学校における部活動が行われている一方で、国は将来的に社会教育、社会体育、芸術文化活動へ移行する方針としている。

ぜひ、登録を行い子どもたちが参加できる体制で取り組んでいければと思う。

発表の場については、市の芸術文化担当に情報提供する。

テーマ8 地域の子どもたちとの関わりについて

担当課:学校教育課

発言内容

朝の登校時に子どもたちの見守り活動を行っており、地域の子どもたちとの関わりが大切だと感じている。

市側の回答 教育長

南城小学校におかれては、約 50 年間にわたり集団登校を継続され、日々の登下校時に見守り活動を実施いただき感謝申し上げます。

学校と保護者と地域が連携することが大切だと思っている。

学校・保護者・地域による連携は教育活動の基盤であり、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会は連携を推進する重要な役割を果たすものとする。

同協議会には地域コーディネーターが配置されており、今後も連携を一層強化するとともに、共通理解を深め、情報を発信していきたい。

テーマ9 産科・婦人科の病院を増やすことについて

担当課:地域医療対策課

発言内容

子どもを産み育てることが困難な状況である。産科・婦人科の施設を増やしてほしい。

市側の回答 市長

国や県の補助を受けて矢巾町では分娩施設が新設されているものの、産科医師の確保が困難であることから、現状では新設は容易ではない状況である。

産科医師の不足や配置の偏在により交替勤務が困難となるため、安定的に複数名の産科医師を配置できる体制の整備が必要であると考える。

市としては、産前産後サポートの充実に取り組むとともに、分娩施設を安心して利用できる環境の整備に向け、関係機関と連携して引き続き支援していきたい。

テーマ 10 市営アパートについて

担当課:建築住宅課

発言内容

南諏訪の市営アパートの入居率は4割ほどであるが、入居の募集がないように見受ける。

市側の回答 建築住宅課長

諏訪地区の市営アパートについては、計画的な大規模改修工事を進めているため、政策空き家として募集を停止している。

A棟からF棟まであり、昨年はE棟の半分まで改修を完了しており、今後はF棟まで順次工事を実施する予定である。

市営住宅は、生活困窮者を主な入居対象としているが、募集を行っても入居希望者が確保できない状況にある。

一方で、火災等で住宅を失った方が入居できる体制は整えている。

空室が顕著となる場合には、目的外の利用を含めた対応策の検討が必要であると考えている。

テーマ 11 要支援者について

担当課:防災危機管理課

発言内容

諏訪には避難行動要支援者が 40 名ほどいるが、支援する人も高齢化している。

赤い封筒があり、災害があった時に開いてほしいとのことだが、事前に知っていないと意味がないと思う。

市側の回答 地域振興部長

人口減少の影響により、当該地区に限らず担い手の確保が困難な状況にある。

花巻市では、災害時に自力で避難することが困難な要支援者について、平常時から地域で見守りを行い、災害発生時には地域において避難を支援していただいている。

市職員や消防等も対応にあたるが、すべての地区に迅速に対応することは難しいため、地域の方々や自主防災組織にご協力いただいているところである。

また、ご意見のあった赤い封筒には、本人の希望により要支援者であることを伏せておきたい方の名簿を入れ管理している。

災害時には、地域の皆さまのご協力を賜りたい。